

配置転換希望の把握方法

- 1 配置転換希望の把握方法
『配置転換等希望調書』（別紙3）による。
- 2 『配置転換等希望調書』の配付方法等
 - (1) 対象者への周知
指示文書中、項目3(2)により、周知する。
 - (2) 『配置転換等希望調書』の配付
対象社員に対し、平成26年2月20日（木）以降、『配置転換等希望調書』に提出用の封筒を添えて配付する。
※ 提出用の封筒は、貴職で準備する。
- 3 『配置転換等希望調書』配付時の説明事項
配付する際、以下の事項を対象者に説明する。
 - (1) 配置転換は、業務上の必要性に基づき、本人希望のほか、適性、経験、通勤状況を総合的に考慮して決定するため、必ずしも本人の希望どおりに実現しない場合がある。
 - (2) 提出する『配置転換等希望調書』は、一般の転勤希望調書とは性格が異なり、今回の郵便局廃止に伴う配置転換のみ有効とし、使用するものである。
 - (3) 提出期間以降（平成26年3月5日（水）午後5時以降）に提出された『配置転換等希望調書』は無効とする。
 - (4) 『配置転換等希望調書』は、必ず本人が記入し、封筒に入れ密封の上、所属長へ提出する。
- 4 配置転換実施日
平成26年4月19日（土）
- 5 『配置転換等希望調書』提出期間
平成26年2月20日（木）～平成26年3月5日（水）午後5時
- 6 その他
本措置に伴う配置転換により、別紙4のとおり、『配置転換一時金』が支給される。

以上

『新潟旭町郵便局の廃止』に伴う配置転換希望について

このたび、『新潟旭町郵便局の廃止』に伴う過員を配置転換により解消するため、下記のとおり配置転換希望の把握を行います。

記

- 1 対象者
正社員（管理者を除く。）
- 2 配置転換希望の把握
『配置転換等希望調書』によります。
- 4 『配置転換等希望調書』の配付
対象者社員に対し、平成26年2月20日（木）以降、『配置転換等希望調書』に提出用の封筒を添えて配付します。
- 5 『配置転換等希望調書』提出期間
平成26年2月20日（木）～平成26年3月5日（水）午後5時
※ 提出用の封筒に入れ封をして、所属長に提出してください。
- 6 配置転換実施日
平成26年4月19日（土）
- 7 その他
 - (1) 配置転換は、業務上の必要性に基づき、本人希望のほか、適性、経験、通勤状況を総合的に考慮して決定します。
 - (2) 今回の配置転換は、『労使関係に関する協約』に基づき、実施されます。

以上

配置転換等希望調書

平成26年 月 日現在

所属	局	役職	ふりがな 氏名	印
現住所				
職務の経歴 現職までの 経歴を新しいものから 記入する。	所 属	職務又は職名	在任期間	
			—	
			—	
			—	
通 勤 方 法	○ 現在の通勤方法 主な通勤手段			
	通勤時間	時間	分	
配 置 転 換 希 望	○ 現在の自宅から最寄り駅までの状況（使用していない場合も記入する。） バス 停留所まで メートル			
	□ 次の郵便局を希望する。 第1希望： 局 希望先郵便局までの通勤手段 通勤時間 時間 分 (希望理由：) 第2希望： 局 希望先郵便局までの通勤手段 通勤時間 時間 分 (希望理由：) 第3希望： 局 希望先郵便局までの通勤手段 通勤時間 時間 分 (希望理由：) ※通勤手段・時間については、想定で構いません。			
※ 以上のほか、知っておいてもらいたいことや特に希望することがあれば記入してください。				

【注意事項】

- この調書の効力は、平成26年4月19日(土)までの間とします。
- 配置転換は、業務上の必要性に基づき、本人希望のほか、適性、経験、通勤状況等を総合的に勘案して決定しますので、本人の希望どおりにいかない場合がありますから、あらかじめ承知してください。
- この調書は、必ず本人が記入し、封筒に入れ密封の上、平成26年3月5日(水)午後5時までに所属長へ提出してください。

『労使関係に関する協約』に基づく配転一時金関係

1 配転一時金の支給（課税対象）

配置転換実施日に配置転換させる正規社員に対しては、それぞれ次の各号に掲げる金額の範囲内において『配転一時金等』を支給する。

(1) 配転一時金

ア 配置転換実施時の住居から配置転換先の郵便局へ通勤するときの通常の通勤所要時間が1時間30分（従来の通勤所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間）を超える場合の異動 = 48,000円

イ 前記ア以外の場合の異動 = 40,000円

(2) 配転一時金の特別加算

配転一時金を支給される正規社員に対しては、次の各項のいずれかに該当する場合、前記(1)の配転一時金に次の各項の区分に定める金額の配転一時金を特別加算して支給する。

ア 配置転換実施時の住居から配置転換先の郵便局へ通勤するときの通常の通勤所要時間が1時間30分（従来の通勤所要時間が1時間30分を超えているときは、その時間）を超える場合

(ア) 住居を移転する正規社員のうち、配偶者又は次に掲げる者のうち他に生計の道がなく主として当該正規社員の扶養を受けている者を有する者

= 137,000円

A 満22歳に達した日以降における最初の3月31日(4月1日生まれの者は、満22歳に達する日の前日)に達するまでの子、孫及び弟妹

B 満60歳以上の父母及び祖父母

C 重度心身障害者

(イ) 住居を移転する正規社員のうち、前記(ア)に掲げる場合以外の場合

= 95,000円

(ウ) 住居を移転しない場合 = 68,000円

イ 前記ア以外の場合

(ア) 通勤所要時間が異動前に比べて50分以上延長する場合 = 47,000円

(イ) 通勤所要時間が異動前に比べて40分以上延長する場合 = 26,000円

(ウ) 通勤所要時間が異動前に比べて30分以上延長する場合 = 11,000円

2 通勤手当の取扱い（配置転換実施日に配置転換された者に限る。）

配置転換により通勤実費が増加する場合、その増加額（その者の通勤手当の額が増加する場合にあっては、その増加する額に相当する額を増加額から控除した額とする。）を特別通勤手当として、配置転換の日以降3年間に限り支給する。

3 赴任旅費の取扱い

旅費規程に基づき支給する。

【参考】配転一時金等支給要件表

通勤所要時間 (住居→配置転換先局)	配転一時金 (円)	住居 移転	親族	通勤時間延長	特別加算 (円)	合計 (円)
1時間30分超	48,000	有	配偶者		137,000	185,000
	48,000	有	扶養親族 ※		137,000	185,000
	48,000	有	その他		95,000	143,000
	48,000	無			68,000	116,000
1時間30分以下	40,000			50分以上	47,000	87,000
	40,000			40分以上	26,000	66,000
	40,000			30分以上	11,000	51,000
	40,000			30分未満	0	40,000

※満22歳未満の子、孫及び弟妹・満60歳以上の父母及び祖父母・重度心身障害者